

感染の疑い

① 本人又は同居の家族等に感染が疑われる症状※1がある場合

【対応】出席停止 感染が疑われる症状がある方は、医療機関を受診する。
受診しない場合は、症状軽快し、解熱剤を使用せずに平熱が24時間続いていることを確認するまで。

※1 「感染が疑われる症状」とは、急性発症で、発熱、倦怠感、咽頭痛、咳、鼻水、頭痛、下痢等の風邪症状をいう。花粉症や喘息など持病による症状は除く。

※2 「症状軽快」とは、発熱・倦怠感・咽頭痛・咳が治まっていて、全体に症状改善傾向のこと。

② 本人が感染者と接触の可能性のある場合（同じ学級や部活動に感染者がいるとき）

【対応】出席停止 ア 風邪症状がない場合は、濃厚接触者にならないと明確になる日まで、またはPCR検査結果陰性を確認するまで
イ 風邪症状はあったが、抗原検査・PCR検査結果が陰性だった場合は、症状軽快し解熱剤を使用せずに平熱が24時間続いていることを確認するまで

③ 本人が濃厚接触者に特定された場合

【対応】出席停止 ア 感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して10日間
イ 感染者が自宅療養の場合は、保健所の指示に従う

④ 同居の家族等が濃厚接触者に特定された場合

【対応】出席停止 同居家族のPCR検査陰性が確認されるまでの間
一度、陰性が確認されてもその後に発熱等の症状が出ることもあるため、感染が疑われる症状が出たときは、医療機関を受診する。
※同居家族がPCR検査陽性の場合は本人が濃厚接触者となる（③へ）

以下のいずれかの症状があるときは、かかりつけ医へ、かかりつけ医がない場合は、「静岡県発熱等受診センター」へ連絡する。

- 発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続いている
- 強いだるさ（倦怠感）
- 息苦しさ（呼吸困難）
- 高熱等の強い症状

「静岡県発熱等受診相談センター」
電話 050-5371-0561、050-5371-0562
平日 8時30分から17時15分
上記以外の時間（土曜日・日曜日・祝日を含む）は050-5371-0561へ

発熱の症状がない方の一般相談は以下をご利用ください。
厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口
フリーダイヤル、9時～21時
電話：0120-565653

静岡県庁の専用相談ダイヤル
平日 8時30分～17時15分
電話：054-221-8560

保健所及び医師の指示

医療機関受診

PCR検査・抗原検査

③④については、無症状では検査対象とならない場合もある

《陽性》
【対応】病院・保健所の指示に従い、感染症指定病院に入院及び自宅療養。

回復

療養期間経過後、健康状況に異常がある場合は、保健所とかかりつけ医に相談する。

《陰性》
【対応】・児童生徒：解熱剤を使用せずに、発熱・倦怠感・咽頭痛等の風邪症状がないことを24時間確認する。（①）
・感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して10日間自宅待機。（③ア）
・同居家族の陰性が確認されるまで。（④）
※上記期間経過後、健康状況に異常がなければ、学校に電話で報告の上、登校する。

《感染の疑いなし》
【対応】・医師の指示に従う。（①・②イ）
・主要症状がなくなるまで
・同居家族の陰性が確認されるまで。（④）

検査対象（①②③④）

検査対象外（④）

検査対象外（①②）

検査対象（③④）

風邪症状あり